

金山町経済活性化対策事業について

(ほ場整備・農業用施設整備・水田畑地化)

◆事業内容◆

1 ほ場整備事業

対象農地	単独または連担した 30 a 以上の農地
対象事業	・ 畦畔除去等による大区画化する区画整理 ・ 区画整理と一体的に行う水路、農道の改修
補助金の額	対象とする経費の 1/2 以内の額と、以下の①または②の額のいずれか低い額 ①認定農業者等 150,000 円/10 a ②一般農業者 100,000 円/10 a

2 農業用施設整備事業

対象施設	町内の農業者が共同で維持管理する農業用施設（用排水路、農道、ため池等）
対象事業	上記施設を対象とした整備事業（受益面積 1ha 以上）
補助金の額	対象とする経費の 3/10 以内の額

3 水田畑地化事業

対象施設	水田（転作田）
対象事業	畑作物栽培を実施するための排水対策として行う暗渠排水整備事業（受益面積 10 a 以上）
補助金の額	対象とする経費の 1/2 以内の額と、以下の①または②の額のいずれか低い額 ①区画整理と一体的に整備を実施する場合 113,500 円/10 a ②暗渠排水整備のみ実施の場合 50,000 円/10 a または 500 円/m

※注意事項

- ・ 令和 9 年度に事業を行う場合は、町内業者から見積をもらい、11月27日までに農林課農林整備係に相談してください。
- ・ 大規模ほ場整備の取り組みを進めるため、当事業は町長が特に認めた場合や大規模ほ場整備の導入が難しい地区でのみ行うこととします。
- ・ 大規模ほ場整備が予定されている地区には交付しません。（田茂沢・蒲沢地区が該当）
- ・ 上記の理由および予算に限りがありますので、採択されない場合があります。
- ・ 交付単価は令和 8 年度のものであり、変更となる場合があります。